

計算書類の附属明細書一覧(社会福祉法人会計基準第30条関係)

作成区分	名称
法人全体で作成するもの	① 借入金明細書
	② 寄附金収益明細書
	③ 補助金事業等収益明細書
	④ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	⑤ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
	⑥ 基本金明細書
	⑦ 国庫補助金等特別積立金明細書
拠点区分ごとに作成するもの	⑧ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
	⑨ 引当金明細書
	⑩ 拠点区分資金収支明細書
	⑪ 拠点区分事業活動明細書
	⑫ 積立金・積立資産明細書
	⑬ サービス区分間繰入金明細書
	⑭ サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
	⑮ 就労支援事業別事業活動明細書
	⑮-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)
	⑯ 就労支援事業製造原価明細書
	⑯-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)
	⑰ 就労支援事業販管費明細書
	⑰-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)
	⑱ 就労支援事業明細書
	⑱-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)
⑲ 授産事業費用明細書	

※該当する事由がない場合は、作成を省略できる。

その他、附属明細書の作成にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」第25 を参照すること。